

議会運営委員会記録

令和4年8月15日（月）

開議 9時59分

閉議 11時56分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記
-

議 題

- 1 令和4年8月浜田市議会臨時会議について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第12弾】（案）について 資料1-1
 - (2) 令和4年8月浜田市議会臨時会議の付議事件及び付託案等について 資料1-2
 - (3) 令和4年8月浜田市議会臨時会議の会議予定について 資料1-3
 - (4) その他

- 2 今後の陳情の取扱いについて 資料2

- 3 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料3

- 4 オンラインによる議員研修会の開催について 資料4

- 5 その他
 - (1) 令和4年6月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について 資料5

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[9 時 59 分 開議]

布施委員長 | ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年8月浜田市議会臨時会議について

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第12弾】(案)について

布施委員長 | 資料1-1を見てほしい。執行部から説明をお願いする。

総務部長 | (以下、資料をもとに説明)

布施委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 令和4年8月浜田市議会臨時会議の付議事件及び付託案等について

布施委員長 | 資料1-2を見てほしい。執行部から説明をお願いする。

総務部長 | (以下、資料をもとに説明)

布施委員長 | 続いて付託案について説明をお願いする。

河上局長 | (以下、資料をもとに説明)

布施委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 令和4年8月浜田市議会臨時会議の会議予定について

布施委員長 | 資料1-3を見てほしい。説明をお願いする。

河上局長 | (以下、資料をもとに説明)

布施委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(4) その他

布施委員長 | その他執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部は退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

2 今後の陳情の取扱いについて

布施委員長 | 9月定例会議審査分からの陳情審査方法等について、各会派から意見・提案等をいただいている。各会派から補足説明があればお願いします。現行どおりという会派も、他会派の意見をしっかり聞いて

てほしい。この件はこれまで何度も議論し、見直して今のやり方に行っている。現在の審査方法を見直す意見は、山水海と超党みらいだが、なぜ変える必要があるのかや現在の取り扱いの課題などをしっかり述べていただきたい。

また他の会派も出された意見・提案に対して疑問点や意見を十分述べていただき、最終的に今後の陳情審査方法について合意形成が図れるよう、浜田市議会として陳情をどう取り扱っていくかを協議したい。よろしく願います。

9月定例会議は従来どおり行うが、12月定例会議を目指しているのでよろしく願います。

では各会派から補足説明があれば伺う。

串崎委員

山水海は、配付して検討・対応するという意見に変わりはない。各会派に持ち帰り、委員会付託にする場合もあるし、配付のみのものもある。また一般質問にしたり、請願に持っていくこともある。

小川委員

当会派が書いている①から③の、①は傍聴規程に関することで、陳情の扱いについては②、③になる。この表現では具体的に運用する面で難しさがあるのではということについても会派内で検討し、まとめてみた。現行の扱いでは、議長が全員協議会で付託先を通知し、付託先委員会で審査・採決となっているが、この間に、流れでいえば定例会議初日の常任委員会において、付託された陳情を、審査すべきかどうかを検討し、結論を出したらどうかと考えている。

審査すべきとしなかった陳情については配付とし、全議員で調査研究するというところで処理してはどうかということで考えた。

山水海の配付のみという考え方については、議会は当然結論について後追いする責任を持つべきところだが、陳情者の立場からすれば、採択されるかどうかは大きいと思うので、それはきちんとしていく。何度も同じ趣旨で出したり、あまりにも誹謗中傷にかかわるものについては、⑤と⑥の間で精査して、委員会として審査すべきものとししないものを判断するべきではないかと思う。議長や議会運営委員会の正副委員長にその判断ができれば、それにこしたことはないが、現段階でそれができないなら常任委員会がするしかないというのが結論である。

布施委員長

創風会は現行の取り扱いどおりとのことだが。

川上委員

特段問題があるのではなく問題をつくってきたと考えている。問題ないのであればこのままでよいのではないかと。せっかくここまで前に進んでいたことが、配付のみにするような後退的なことはなるべくしないほうがよい。

せっかく出された陳情を受けとめることは必要だと思う。採択・不採択で答えを出して、なおかつ後に議員個人や委員会などで問題をもむ必要がある。したがってこれまでと変わらない方法でよい。

柳楽副委員長

公明クラブとしてもこれまでどおり委員会に付託されたものを審査すればよいと思っている。配付のみとなった場合、先日の委員会では陳情者に対して、どう取り扱ったのかの返しについては、配付したということが返しになるのだという意見もあったが、今後調査研究していくことになったのか、特に議会として扱うべきものではないという見解に至ったので議会としての今後の行動はないとか、こうことも含めて、何かしらの形で返すほうがよいのではと思う。

布施委員長

各会派から意見について、他会派に聞いてみたいことがあるが伺って、よりよいものにしていきたい。陳情を受け付ける最初の大きな問題なので、十分議論して合議を図っていきたい。現状のままという意見、受付時点で配付という意見、配付するが大事なものは委員会で判断する部分、配付するが何らかの形で陳情者へ答えを返すべきであり、採択・不採択を判断すべきといった意見がある。皆の意見を伺いたい。

足立委員

各会派の話を聞いていて感じたのだが、陳情に対して答えを出すことは確かにもっともであり当然だろうと思うが、一方で、読者アンケート、議長なんでもメール、陳情、請願、要望書と、住民の声を拾う手段は現時点でたくさんある。その中で陳情だけきちんと返すという点、全てに対して各委員会で賛否を図って返しているかという点、そうではない。そう考えると、陳情も含めて全ての住民の声に対してフィードバックする形について検討し直すのもよいかと思うが、考えを伺いたい。

川上委員

そういう考え方もあろうかと思うが、せっかく陳情は今発展的な方向になっている。それを後退させる必要はない。陳情を配付のみにするのは誰が見ても後退であるのでやめたほうがよい。

布施委員長

後退という意味ではなく、陳情についての問題点を整理して、よりよいものにしようとしている。陳述など試行的なこともやってみて現状に至っている。陳情のあり方については、後退ではなく、問題点があるから各会派の意見を伺い、議会運営委員会で調整しているつもりなのだが、そういう認識ではないか。川上委員。

川上委員

確かに問題点といえば問題点かもしれないが、その問題点が何かを考えれば、特段それだけを捉えて何かしようということではなく、今やっている方法をよりよくやっていけばよい。配付となると陳情のあり方を完全に変わってしまう。

柳楽副委員長

要望やアンケートの扱いと陳情の扱いが少し違うのではないかと指摘だったかと思う。読者アンケートも今は各委員会で返答をしっかりと出している。はまだ市民一日議会などで聞いた意見に対しても、議会として積極的に回答を出している中で、陳情がそういう形にならないというのも少し違うのかと思うのだが。

足立委員

配付のみという言葉が先走っているところもあるのだが、山水海

の意向としてはあくまでも、配付をし各議員が責任を持ってしっかり取り組んで考えていただきたい。その後、賛同できるものであれば所管事務調査等に含めて、これまで以上に発展的に物事を考え、捉えていこうという思いがある中で、配付のみというのがこちらの言葉足らずだったかと受けとめている。

陳情がほかに比べてあまりにも特別扱いされているのではないか。読者アンケートにしてもきちんとお返しはしているが、陳情は必ず返さないといけないものか。陳情は住民のいろいろな思いを議会に対して提出されてきたもので、困っているから改善してほしい、変更してほしいといういろいろな住民の思いが、陳情として書面で上がってきているものだと思っている。つまり結果としてはそれを議会として解決してあげることが一番なので、賛否を問うことが一番の目的ではないと考えてもらおうと、必ずしも賛否が必要なわけでもなく、もっと言うと委員会ですっきりと深掘りして取り組んでいきたい思いであるというのが山水海の意見である。

柳楽副委員長

山水海から、そのことについては説明を何度もされているので理解しているつもりである。例えば審査を行った上で、その後の取り扱いとして調査研究を進めるものは、特に議会として対応する必要がないものと判断した上でも追及していくことはできていると思っている。私は逆に、審査をしないことにこだわる必要があるのか疑問に思っている。

川上委員

各委員会ですっきりもむ必要があるし、個人としても取り上げて顕在化することも必要でありやるべきだと思う。しかし現在の陳情のやり方は超党みらいが言われているような三つの問題もあるし、それを解決する必要がある。そこをまずやるべきである。配付かどうかの前に、現在の問題点を解決する。解決した後に現在のやり方をもう一度やってみる必要もあるのでは。採択した問題は委員会でもむことを徹底すればよいのでは。

小川委員

陳情は憲法で保障された請願権に準ずるもので、それだけ重みがあるという前提で捉えておく必要があるのではと思う。

市民の意見を聴く機会はたくさんあるし、開かれた議会を目指しながら誠意を持った回答を出せるよう努力はしてきていると思うが、そのことと、実際に請願権に基づく国民の権利とは、少し捉え方を変えておく必要があるのでは。その上で結論を出し、仮に採択したものは採択して終わりではなく、その後追いをしていく。執行部に経過報告を求める等も含めてきちんとやっけていこうという議論もされている。

そもそも陳情の扱いをこうして議論せざるを得なくなったのは、国民の権利ではあるが、一部で乱用・悪用される部分があり、市民から見てもそのような陳情に時間をかけて審査するだけの意味があ

るのかという声すら出ている内容もある。そこを改善する必要があるのではということ議論になっている。傍聴の体制も含め、審査を付託された委員会での委員の発言について各所で攻撃を受けたり、その結果に基づいてSNS上で誹謗中傷があった。なかなか公正公平な審査ができない環境が作られてきた。事務局の負担もかなり大きかった。この間いろいろな工夫をしながら今日まで来た。こういった負担をできるだけ減らすために、一般市民の感覚からしても、そういった陳情を取り上げる意味があるのか判断し、運用できるように、取り扱いを変えていく必要があるのでは。一定程度のルールが必要だということ検討した結果が超党みらいから出した提案である。

三浦委員

山水海の配付の仕組みは、決して後退するものだとは思っていないことを繰り返し伝えておく。これまでの陳情の取り扱いを考えると、棚上げにすることが一番問題であるという課題にのっとり、ではどういう扱い方がよいのかというのが議論のスタートだったと思う。その上で、出てきた陳情を委員会ですっかり深掘りし、その後も追いかける仕組みが今の状況で担保できるならそれでもよいかと思うが、その段階では陳情の取扱いがその後どうなっているかなど課題が多く残っていたという認識を当会派内で共有している。であれば、出てきた陳情を例えば会派内で議論する。そこから委員会で扱うべきもの、あるいは個々の議員が重要な問題だと認識すれば、一般質問などで取り上げる。そのように陳情としっかり向き合おうということを考える中で、配付しながらその後どう扱うべきかを会派単位で議論しながら、委員会あるいは議会に上げていくという考え方で提案したものである。

それと並行し、陳情と請願の扱いが少し曖昧ではないかという課題認識を持っていた。これは先ほど小川委員が言われた、例えば陳情は請願に準ずる扱いをするのだという認識が、この議会で共有できているのであればそれでよいかもしれない。しかしそこが曖昧であるし、要望書などとの線引きも曖昧である。その中で陳情をどのように位置づけるか、その後どう扱うべきか、それを整理するタイミングではないかという問題提起をしていることも、改めて皆に共有しておきたい。

議会運営委員会でもルールをつくったりしながら、議会や各委員に対して要望や陳情やお願い事というのは、日々いろいろな形で上がってくる。それを、あるときには精査もしながら議員は議会の場に持ち込んでくる。そこで議論しようとして提案する。そういう仕組みになっている。市民からの意見を議会の場でスムーズに扱えるかを考える中で、ルールの整理は必要だと思う。議会運営委員会でどういうものを扱うべきか。例えば、これは今までの願意と重複し議会

から一定の返答はしているからもうよいのではないかといったことをルール決めしてきた。ただそれを運用する中で、うまくいかないことが出てきているから、まだ議論している。我々も、後退させようと思ってこの案を出しているわけではない。しかしそれを出したことによって後退と映るのではないかという意見をいただければ、それは我々も受けとめたいと思っている。

これは足立委員の発言の繰り返しになるが、広聴機能を高めていこうというのは、ここ数年で前議長も強く言われたこともあり、私も議会広報広聴委員会にずっといながら、どのように広聴機能を高めていこうかいろいろ考えてきた。コロナ禍になってどのように広聴機能を担保できるのか、いろいろな手法が新しく考えられて実施し、今に至っている。したがって議会に意見を伝えるハードルがここ数年で、ある意味下がってきている。チャンネルが増えてきているのは事実だと思う。その中でいただいた意見は陳情であろうが請願であろうが、日々の議員活動の中で何う意見であろうが、それは大事な意見だと思うので、きちんと整合性を持って市民に戻せるような全体的な整理は必要だと思う。それは新しい問題提起とさせていただいて。その中で今の陳情ルール、大きく変えなくても例えば運用の中で、先ほど川上委員が言われたように、いろいろな意見はあるが今のやり方で注意しながら、問題意識がそれで解決できるのなら、山水海は配付に限らず、陳情の取り扱いについては前向きに検討していきたい。

布施委員長

配付にしても各委員会で賛否を問うにしても、現行どおりにしても、前向きに進めていくために議会運営委員会で進めていく。

改選前の議会運営委員会において陳情の取り扱いについて検討していた。議長、正副委員長で受け、議会運営委員会の中でどうするか決めていたときもあった。それらがあって提出された陳情を議会運営委員会で振り分けずに、議長が委員会に付託する流れになって現状がある。

前は、陳情を委員会付託するかしないかを判断するための10項目取り決めがあったが廃止になった。改選後、廃止にはしたが、反対の場合には、その10項目を参考にしながら反対意見を述べるように3月定例会議にお願いしている。過去、そのような陳情は議会運営委員会の網を通してから議長が委員会付託にしていた。それらがあって、現在の協議に至っている。そういうことを踏まえて、再度皆の意見を伺いたい。

笹田議長

超党みらいに伺いたい。②と③は、今までにもあったものや誹謗中傷するものなどを審査しないということで出されているが、その判断は各委員会ですというのが提案の趣旨だったかと思う。それで間違いないか。

柳楽副委員長

陳情を扱うか扱わないかをどこかで決めた場合には、決めたところの負担が出てくる。その負担が誰かに偏ったりしないために個々の議員が委員会の中で審査を行い、採決をする。そうすれば個々の議員が自分の責任として対応していけるということから、うちの会派としてはこれまでどおりの方法がよいのではないかと考えている。

山水海から提案のあった、出された後の対応をしっかりとやっていくべきというのは本当にそのとおりでと思っているので、委員会内でどう扱うかを含めて結果を出していくのがよいのではと思う。

小川委員

定例会議開会日の常任委員会で審査するものとしめないものを分けるという案について、いろいろ意見を聞くと、その場で付託するかしないかを定めることはできず、一旦議長団に返し、採決するものについては再度議長から委員会へ付託する形でないといけないということがあった。したがって初日までに一度委員会を開き、精査する作業が必要になり、それに基づいて議長から付託する形にしか考えられないとなると、日程調整のこともあり、今日の段階で決めるのは難しい。

川上委員

もともと現行どおりと言っている。各会派に持ち帰って検討してもよいのでは。超党みらいが言われている三つについても手を加える必要があるのではと考える。四つについて各会派に持ち帰って再度検討することとしてほしい。

串崎委員

超党みらいの今の考えはなかなかよいと感じたが、事前に委員会を開くとなると、今までどおりのほうがよいのでは。今回はまた持ち帰りという形になるだろうが、あくまで山水海の見解は配付である。超党みらいの案なら、むしろ現行どおりがよい。

布施委員長

皆の意見を長時間にわたって議論してきたが、今出た内容については1、2、3を含めながら、特に3番目が問題になる部分で、もう少し会派で協議したいとのことである。超党みらいの案と、公明クラブの陳情に値しないものも賛否を出してやれば採決まで持っていくことはできるので、今までどおりでよいのではという意見があった。この二つが調っていないので、陳情審査の協議は次回に持ち越して会派で再度協議してもらえないか。

(「異議なし」という声あり)

では次回に持ち越す。次回、会派の意見を口頭で出していただきたい。

3 浜田市議会基本条例の見直しについて

布施委員長

前回示した事務局案に対して、資料のとおり会派から意見をいただいた。会派から出された赤枠の中が前回示した事務局の改正文案等について会派から出された意見である。その意見を踏まえ、事務局改正文案へ赤字で追記、または補足している。では一つずつ検討

していきたい。

逐条解説について意見を出された会派があったが、資料に記載のとおり逐条解説については改正案が決まってからそれに合わせて見直したい。まず、前回、前文は改正しないこととしたが、よりよいものにするために、今の時代にマッチしない部分があるのでその部分だけは改正をしてはという意見があった。山水海から説明をお願いします。

三浦委員

一度決定した事案ではあるものの、やはり読み返すと冒頭の「地方分権の時代を迎え」の部分が果たして今の状況に合っているのかという疑問を持ち続けている。議会基本条例という大事な条例なので、いま一度、冒頭の文言だけが例えば「持続可能な地域社会の実現に向け」など、今の時代に即した形で改正してはどうか。まだ全体が決まってないので今ならまだ言えるタイミングかと思い、意見を申しておく。

布施委員長

前回多数決で決めたわけだが、山水海から提案があった件についてほかの会派からの意見をお願いします。

小川委員

前回この前文については手は加えないという結論になった。制定した時期の事情も含めて書かれている。しかし幾らか時代背景が変わる部分もあり、確かに「地方分権の時代を迎え」というのは今は少し趣きが違うかと思う。前文も必要最小限の手直しをするというなら、検討したほうがよい。超党みらいが出した「議員力」や「議会力」など、抽象的な、議員個人でも受けとめ方が違ったりする言葉を条文に挿入するのは控えたほうがよいのではと会派内で議論し、案から取り下げたものがある。そうすると、提案された「持続可能な地域社会の実現」についても今の時代に即した、SDGsの事も含めてなのであろうが、時機が変遷する中で賛否の意見も出てきているように思う。前文について必要最小限で手直しするなら、会派に持ち帰って検討させていただければ、そういう観点でもできると思う。前はとりあえず改正しないという話だったので、そこは整理していただきたい。

柳楽副委員長

私も前回、前文は変えないことに賛成したが、いろいろ考える中で「地方分権の時代を迎え」という文言はそぐわないのかなと思う。山水海が出された文言でよいと思う。

川上委員

私も前は変えないという方向で回答したが、確かにこういう方法もあるかと考えるので、変えても構わない。

布施委員長

前文は変えないとのことだったが、前文の中の大きなところは変えず、出だしを変えてみてはと提案があった。二つの会派は賛同され、一つの会派からは前文の一文を変えることによってほかの項目への影響もあるし、いろいろな考え方の表現もできるのではとの提案があった。前文を決めないとほかの条文も決めていきにくいのだ

が、前文を改正するか聞いていきたい。超党みらいは会派に持ち帰りたいとのことだが、どうだろうか。

牛尾委員

非常に重要な前文のことなので、提案の文言について会派で議論していないため、持ち帰らせてほしい。

布施委員長

山水海から提案があった前文の見直しについて、会派へ持ち帰って協議したほうがよいか賛否を聞きたいがどうだろう。

柳楽副委員長

人数の多い会派は皆に確認したい思いがあるかと思うので、そうされたほうがよいのでは。

布施委員長

私が賛否をと言うのは、今回は賛否を取って前文を変えないと決めた経緯がある上で、今日一部を改正してはと意見されたので。1回決めたことをなぜ変えるのかも、諮らねばならない。前の結果を撤回することになりかねないので、賛否を皆に聞きたい。

柳楽副委員長

うちは2人会派なので、これを持ち帰りにするのはふさわしくないというか。この文章は確認もしているので、うちの会派は特に持ち帰る必要はないと思っているが、人数の多い会派ではそうもいかないのかなと思って言わせていただいた。

布施委員長

この前文は会派に持ち帰って協議していただくということによろしいか。

(「異議なし」という声あり)

よろしく願います。では前文を除いて、各項目について事務局から一つずつ説明をお願いします。

三浦委員

これからどのように議論が進んでいくのかわからないが一つずつ文言を見ながらの議論は必要だとは思いますが、1個直すと重複感が出たり、こちらの文言を使うならこちらも直したほうがよいのではとか、最後は全体を見る必要があると思う。1個ずつ決めていくのはよいのだが、それはあくまで項目ごとの結論であって、最終的に全体を見て修正する部分が出てくると思う。それを、1回決めていくから前言撤回だといった議論の進め方になるとやりにくい。あくまで今は一つ一つの項目について議論をして一定の結論は必要かと思うが、その項目を最終的に可としたわけではない、といった進め方をしていただければ、よりよいものになるのではないかと。

布施委員長

全くそのとおりである。最後に言わせていただこうと思っていたことがある。最終的には今日出された意見、前文を含めて、再度改正案を提示する。それを含めて全体はどうか、そこでまた意見や提案が出ればそれも受けるつもりである。それを含めて1項目ずつの意見があれば出していただく。それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では事務局から説明をお願いします。

河上局長

1個ずつ確認という意味でお願いしたい。

第3条第2項、山水海はそのままよいという案。超党みらいは、

- 最初「議会力」と入れておられたがそれを削除した形で最初に言われた案。この2案が出ている。
- 布施委員長 改正文案に対する意見等のところ。
- 河上局長 赤枠のところが一番わかりやすいと思う。山水海のそのまま残すというのは、一番左にある原案である。
- 布施委員長 超党みらいの意見は、前文は改正しないため超党みらいの案を検討してくれということか。「議会力」という言葉は削除した形で。
- 河上局長 ここに書いてあるものが、今超党みらいが考えておられる文案だと事務局は認識している。
- 布施委員長 意見はないか。
- 柳楽副委員長 超党みらいから「議会力」を削除という提案が出たが、削除する理由を伺いたい。
- 小川委員 「議会力」という文言について浜田市議会内の合意形成、共通認識がなかなかないのではないかと会派内で議論した。そういう抽象的な文言を条文に書き込むのは控えたほうがよいのではということとで削除した。ただ、前文は改正しないという条件の中で、幾らかの趣旨については最初に事務局がつけられた前文に言葉として含まれていたものの、その部分を一旦戻した関係でここに入れている。言葉を抜いてつくっている中で、特に勉強会等で行われているのが議会のチェック機能、それはきちんと書き込む必要があるのではということと、議員間討議も含めて、議員内での共通認識や合意形成が非常に大事だということが強調されているので、そういった点を盛り込んだらどうかという趣旨で考えている。
- 布施委員長 ほかにご意見は。なければ議会の活動原則の第3条第2項、「議会には市長等に対する監視機能を果たすとともに、公共の福祉に資する政策実現に向け、議員間の共通認識と合意形成により、市民を代表する議決機関として適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない」。この文言でよろしいか。
- 河上局長 山水海は、多分もともとのものをそのまま残してくれという意味ではないかと思っているのだが。山水海が、超党みらいの文案をそのまま残すという意味合いで言っているのか、どちらの意図なのかを聞いていただければよいのでは。
- 三浦委員 局長が指摘されたとおりで、前文を大幅に変えないことを前提とすれば、活動原則は削除せず残すということになるかと思う。この「そのまま」というのは原文のままという意味合いで提案させていただいている。しかし、先ほどの超党みらいの趣旨については先ほどのやり取りで個人的には理解したので、それに対する異論はない。ただ、会派として出した意見は「原文まま」である。
- 布施委員長 三浦委員は文言としては理解したとのことだが、超党みらいの提案について、皆よろしいか。このように直してみるのでもよろしくお

河上局長

願いする。次の項目へ移る。

山水海から、4、5、6については「いかなる人」という表現でと書いてあるが、これは5、6、7の間違いでよろしいか。

(「はい」という声あり)

原文の5、6、そして新たに設けた7の三つは、それぞれに項立てしなくても、「いかなる人」という表現でまとめて1項目にすることも可能ではないかという提案である。ただ、これを1項目にしたときの文案が事務局で想定できなかったのも、もし山水海から文案が示していただけるなら、それと比較していただければと思う。

三浦委員

条例や法令でどのような書きぶりをしたらよいのかというところまでは会派で議論できていない。しかしながら5、6、7にあるような特定の方を指すのは、「等」をつけることで、あらゆる人という意味合いを持たせることはできるかもしれないが、対象者を個別に抜き出すと、そうでない方もつくってしまう。ここで保障される議会の活動原則は、あらゆる人に等しくという意味合いのほうが、趣旨としては適切なのではないかということで、意見させていただいた。やはり特化して明記しておくべきということであれば、それはそれでよろしいかと思う。

布施委員長

山水海から説明があった。それを踏まえて改正文案をつくって示すということはどうだろうか。

柳楽副委員長

6に関してはこのままでも特に問題ないと思ったのだが。

三浦委員

6はそのままで、5や7はまとめる、という考えか。

柳楽副委員長

6については、議員本人が議会活動と育児・介護を両立する部分のことだと思うので、特に議員に特化したことだと思うので、そのままでもよいのかと思った。

三浦委員

7は、どのようにまとめられるのかで違ってくると思うが、具体的に書かれているのでそのままでも特に問題はないのかとも思うが。

5と6の末尾が「配慮しなければならない」となっている。5は「円滑な議会活動のために障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し」とあり、個別の対象者を指している。「本人の意思を尊重し円滑な議会活動のために配慮しなければならない」。6も育児をされている方、介護等と議員活動の両立ができるように、議員に対して配慮しなければならないとある。柳楽副委員長がおっしゃるのは、議員に対する配慮と、議会運営に対する配慮は違うから分けたほうがよいということか。

我々としては、どのような状況に置かれている人でも、その方の意思を尊重して、その方が議会活動できるよう配慮しなければならないし、それは議会活動においても、円滑な議会活動が行われるようにこちら側ももちろん配慮しなければならないということで、何か特定の事情を抱える人を指すのではなく、あらゆる人と表現した

ほうがよいのではないか、という意見だった。

柳楽副委員長 議会に対する配慮すべきという活動原則と、議員個人があらゆる場合においても、議員に対して配慮すべきだという項目を分けたほうがよいということか。

これはあくまでも「議会は」となっているので、議員個人に対して育児や介護が両立できる体制整備を行う配慮をしなければいけないという考え方だった。

三浦委員 なので、例えば育児中の議員がいるときには、育児にも携われるよう議会として配慮しなければいけないと書かれている。5は妊娠中の議員に対して、体のケアもしながら議会はそういったところにも配慮しなければいけないということは一緒だと思う。それが我々の意見である。議会は、あらゆる状況に置かれている議員に対して配慮しなければいけないという活動原則と、あらゆる状況の議員がいようとも議会活動は円滑に行うよう配慮しなければならないというように、配慮する先は分けたほうがよいということで5と6はそのまま残すべきだという副委員長のご意見だったのか。

柳楽副委員長 5は変えてよいと思っている。6が議員のことなので。上で例えば「いかなる人」に変えられたとなれば、ここでいかなる議員であってもということはおかっていると思うので、下は「議員は」でよいと思ったのだが。

下間書記 補足で、5項と6項はそもそも、もともとあった議会基本条例の条文ではなく途中で追加したものである。それは会議規則を変更したことに伴い、会議規則だけを改正して済むものだったがあえて議会基本条例にわかるようにしたものである。会議規則で、公務や疾病、育児、介護等による欠席事由を追加した際、また出産のために欠席することも可としたので、それに伴って議会基本条例を改正した。議会基本条例まで改正したという姿勢を見せるために項立てしたイメージである。ただ今回の見直しに合わせ、「いかなる人」や「誰もが」といった最近の言葉を使うというのも一つの考え方ではある。

三浦委員 今の背景も理解する。どちらもあってよいと思う。しかし副委員長に聞いたかったのは、配慮している対象が、議員の状況なのか、議会の活動のための配慮、円滑な議会運営のための配慮なのか、それを分けるために残したほうがよいという意味で言われたのか。そうではなく、全てが議員の置かれている状況に対してなら改めて項立てする必要はないと思う。しかし事務局から背景を伺って、会議規則を改正したときに、その都度5、6項を追加していったとのことなので、それぞれ個別に項目が違っていることはわかった。全体の見直しをする中で、5と6は同じところで配慮されているものなので、分ける必要はさらにないと思う。それぞれの文言を残すのであれば、障がいのある議員及び妊娠中の議員、あるいは育児介護などにかか

- わっている議員。あらゆる議員がということで一つにまとめても同じことを言っているのだと今わかった。
- 柳楽副委員長 私に基本的なところで勘違いをしていた。今の説明でわかったのだが、5、6、7の中の例えば障がいのある議員及び妊娠中の議員で、6の場合は議員がとなっている部分を「いかなる人」に変えるのではなく、この三つの項目を全部まとめるという意味合いであれば、まとめられてもよいと思う。
- 河上局長 ではまとめたものをつくり、次に比較として出して検討していただければよいと思うがいかがか。
- 三浦委員 それは案としては「いかなる人」とまとめたものと、今までのように5と6と7を個別に列挙したものの2案を出されるということか。それに対して、どう表現するのが適切なのかは逆に指南をいただきたい。今までのいきさつから含めれば、そこへも配慮するということがしっかり表現はできると思うが、そうではないものもこれから一つ一つ、例えば規則や運用でそれも認めようとなった場合に、それを1個1個書いていくと条例の活動原則がどんどん増えていくし、想定されないものも出てくると思う。それらを踏まえると、どういう書き方を条例にしておくべきかは、逆に教えていただきたい。
- 河上局長 ではそれも踏まえて作成してみる。次回にどちらがよいかを判断していただければ。
- 布施委員長 よろしく願います。ここで暫時休憩する。

[11時 51分 休憩]

[11時 52分 再開]

- 布施委員長 休憩前に続いて委員会を再開する。議会基本条例について一つずつ議論しているが、慎重を期すため各会派の意見等を再度集約する必要もあるし、前文も宿題として残しているため、これについては次回の議会運営委員会ですっかり議論したい。今回はこれで終わりにしたい。

4 オンラインによる議員研修会の開催について

- 布施委員長 4月の委員会で人権などに関する研修会を毎年開催するよう提案させていただいた。また6月定例会議において新型コロナウイルス感染症蔓延の発生、その他やむを得ない事由等により議員が会議等の開会場所に参集することが困難な場合に、オンラインによって委員会等を開くことができるよう、会議規則と委員会条例を改正し、それについても練習を兼ねたオンラインによる会議等を開催するよう検討していた。そこで資料のとおり、議員がオンラインで自宅等から参加する議員研修会を企画した。事務局長、説明をお願いします。

河上局長

概要だが、日時はこちらの案としては9月27日火曜日10時から。これは休会日である。議員は自宅等からオンラインで参加とさせていただきます。内容については資料のとおりだが、これは操作練習を兼ねているので、研修の感想などは全議員がZ o o mで発信していただき、お互いでやりとりできるようにすればよいと思う。

布施委員長

何か確認しておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ではこのとおり実施することにする。なおこの研修は自宅等からオンラインで参加する練習を兼ねている。オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項の注意事項等を確認していただき、参加する場所やインターネット接続環境等、各自の準備も願います。また、詳細な参加方法については別途事務局からお知らせする。

5 その他

(1) 令和4年6月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

布施委員長

6月定例会議会議中に提出があったアンケートについて、たくさん意見をいただいている。

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

では次回の委員会の日程を確認する。8月25日木曜日午前10時から全員協議会室で行う。陳情審査のあり方について各会派の意見集約と、議会基本条例について。これは文書で提出いただく必要はないので、当日皆に発言していただきたい。よろしく願います。

ほかの議題は、令和4年9月浜田市議会定例会議について、令和4年浜田市議会定例会議陳情付託先の確認についてである。その他にも追加される場合があるのでご承知おき願う。

最後にお願いが、本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[11 時 56 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施賢司